

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険
窓口負担・保険料（税）の免除措置を継続します

平成29年3月1日以降の医療費などの窓口負担と、保険料（税）の免除に対する国の財政支援が継続することになりました。窓口負担の免除期間は、平成29年3月1日から7月31日までとなっています。

また、平成29年8月1日以降の取扱いについては、平成28年分所得額で判定することになり、免除該当世帯へは、今年7月下旬に免除証明書を送付する予定です。その場合、窓口負担の免除期間は、平成29年

月8月1日から平成30年2月28日までとなります。保険料（税）については、平成29年度分を免除します。

なお、国では、旧緊急時避難準備区域などにおける※上位所得層の被保険者の窓口負担および保険料（税）の免除については、平成26年10月1日以降、町への財政支援を終了しているため、上位所得層の窓口負担と保険料（税）は、いずれも免除終了となっています、ご理解をお願いします。

国民健康保険の場合

区 分	窓 口 負 担	国民健康保険税
所得600万円超 (上位所得層)	免 除 終 了	免 除 終 了
所得600万円以下	免 除 継 続 平成29年7月31日まで	免 除 継 続

※上位所得層とは、基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

後期高齢者医療の場合

区 分	窓 口 負 担	後期高齢者医療保険料
所得600万円超 (上位所得層)	免 除 終 了	免 除 終 了
所得600万円以下	免 除 継 続 平成29年7月31日まで	免 除 継 続

※上位所得層とは、基礎控除後の総所得金額などを合算した額が、600万円を超える世帯

介護保険の場合

区 分	窓 口 負 担	介護保険料
合計所得633万円以上 (上位所得層)	免 除 終 了	免 除 終 了
合計所得633万円未満	免 除 継 続 平成29年7月31日まで	免 除 継 続

○平成29年7月31日までの介護サービス利用料

※上位所得層とは、合計所得金額が633万円以上の個人

○平成29年8月1日以降の介護サービス利用料と平成29年度分の介護保険料

※上位所得層とは、合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額が633万円以上の個人

問 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険 健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113
国民健康保険税 町民税務課 賦課係 ☎0240-27-4160

交通事故相談のお知らせ

県では、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。

1 相談場所

福島県庁 県政相談コーナー（本庁舎2階）

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

☎024-521-4281

相談時間 月曜日～金曜日

（祝祭日、年末年始を除く）

午前9時～12時、午後1時～4時

2 巡回相談（事前に予約が必要です。）

- ・交通事故相談員が出向いて相談を受け付けます。
- ・相談を希望される方は、下記の日程および会場をご確認の上、必ず事前に予約をとり、指定された時間においでください。
- ・予約は、原則として相談日の前日正午までです。（予約がない場合には、相談会は実施いたしませんので、ご注意願います。）

※予約受付先 福島県庁県政相談コーナー

☎024-521-4281

平成29年度 交通事故巡回相談日程

月	会 場	福 島 県 郡山合同庁舎	福 島 県 白河合同庁舎	福 島 県 会津若松合同庁舎	福 島 県 いわき合同庁舎
4 月		25日(火)	18日(火)	11日(火)	6日(木)
5 月		23日(火)	—	16日(火)	11日(木)
6 月		27日(火)	20日(火)	13日(火)	6日(火)
7 月		25日(火)	—	11日(火)	4日(火)
8 月		22日(火)	15日(火)	8日(火)	1日(火)
9 月		26日(火)	—	12日(火)	5日(火)
10 月		24日(火)	17日(火)	12日(木)	3日(火)
11 月		28日(火)	—	14日(火)	7日(火)
12 月		19日(火)	12日(火)	5日(火)	7日(木)
1 月		23日(火)	—	16日(火)	11日(木)
2 月		27日(火)	20日(火)	15日(木)	6日(火)
3 月		27日(火)	—	13日(火)	6日(火)

※日程が変更になる場合がありますので、事前にお確かめ願います。

問 福島県 県民広聴室 ☎024-521-7013